

議 第 262 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 7 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 39 条の 22 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

（提出理由）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 276 号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。